

奈良県地域の交通安全サポート事業所



登録番号 110

(フリガナ)	(コウエキシャダンホウジン ナラケンジュウドウセイフクシカイ)		
事業所名	公益社団法人 奈良県柔道整復師会		
所在地	〒634-0046 橿原市栄和町84-2		
電話番号	0744-25-4311		
FAX	0744-25-6861		
URL	http://www.nara-jusei.or.jp/		
活動の内容	(「交通安全サポート事業所等活動メニュー」のとおり。) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">11点</td> </tr> </table>	合計	11点
合計	11点		
事業所等のPR等	奈良県内で整骨院・接骨院を開業する又は勤務する柔道整復師の団体で、県民の医療・保健及び福祉の増進に寄与することを目的としています。		

交通安全サポート事業所等活動メニュー

活動メニュー	活動点数 (合計加算)
G 従業員等の交通安全意識の向上	
① 事業所等内報に交通安全の記事を積極的に掲載します。	1
② Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による事業所等内広報を行います。	1
H 従業員等に対する交通安全教育	
① 運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。	2
② 夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。	2
③ 事業所等で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認し、飲酒運転禁止を徹底します。	1
⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底します。	1
⑥ 従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。	2
J その他	
事業所だけでなく、会員約160名に対しても周知するよう努めています。	1
合計点数(7点以上)	11

(点数の基準)

- 1点すぐに実施できる比較的簡単なもの
- 2点実施するには一定の拘束時間や人手等を提供する必要があるもの
- 3点資金提供を行う等の負担がかかるもの

令和3年度活動内容

G従業員の交通安全意識の向上

- ① 事業所内にポスターを貼付し、事業所内広報を行った。
- ② 事業所内にポスターを事業所内広報することで、会員に対しての交通安全の意識向上を高めるようにした。

H従業員等に対する交通安全教育

- ① 事業所内での全席シートベルト着用を指導した。
- ② 夕暮れ時における早めのライト点灯を徹底した。
- ③ 飲酒運転禁止等の指導を徹底した。
- ④ 本会事業(行事)等でも、会員に対して飲酒運転の禁止等を周知するようにした。
- ⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底した。
- ⑥ 従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。

Jその他

- ① 自動車・自転車運転時の交通安全指導を事務所内だけでなく本会会員に対しても周知徹底した。

令和2年度活動内容

G従業員の交通安全意識の向上

- ① 事業所内にポスターを貼付し、事業所内広報を行った。
- ② 事業所内にポスターを事業所内広報することで、会員に対しての交通安全の意識向上を高めるようにした。

H従業員等に対する交通安全教育

- ① 事業所内での全席シートベルト着用を指導した。
- ② 夕暮れ時における早めのライト点灯を徹底した。
- ③ 飲酒運転禁止等の指導を徹底した。
- ④ 本会事業(行事)等でも、会員に対して飲酒運転の禁止等を周知するようにした。
- ⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底した。
- ⑥ 従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。

Jその他

- ① 自動車・自転車運転時の交通安全指導を事務所内だけでなく本会会員に対しても周知徹底した。